

凡例

○小寺家旧蔵の『小寺泰次郎歴伝』稿本全十四章のうち本誌には第四章のすべてを掲載した。

○用字は常用漢字を原則とし、変体かなの類も原則として通用の字体をもちいた。

○破損などによる解読不可能は□で示した。

○抹消その他の理由により判読できない場合、■で示した。

○傍訓は原文のママとした。

○校訂者による注記は（ ）で示した。

○翻刻・校訂は生涯学習課市史編さん担当で分担した。

〔四〕幕末藩情と洋化主義の奇禍

幕末当時の三田藩 隆義公の計講 藩帑整理の緊務 局外中立
は賢明なる政策 結髪の廃止と廃刀 公議所の建議 天主教問
題の沸騰 洋学奨励の建白 門外人皆敵 縊死者江戸藩邸を騒
かす 弾正台の糺問 九鬼公議人の禁足 翁の弾正台出頭 山
本復一の奔走 申開き箇条 糺問事件の解決

文久以来当面の二大問題たりし長州征伐と兵庫開港とは慶応の天下を累卵の殆きに導き国内の列藩將に兵火の渦中に陥らんとするの形勢を呈せり即ち將軍家茂公は慶応元年（じやうじやう）月を以て毛利再征の爲め大阪（おさか）に至り羽檄紛々世を挙げて鼎の沸くが如し「長州殿さん力が強い三十五万石棒にふる」の俗謡は三田藩の僻陬にまで盛んに行れた翌二年四月には宮津藩の同勢三百騎征伐軍として三田領内を通過する等隣藩士卒の往来頻繁にして人心の動揺名状すべからず故を以て三田藩に在ては予しめ警備を厳にし同二月城内に

覚

一番所無油断相勤行儀作法能可仕事

一昼夜に限らず他所の者は勿論其外御奉公人に無之輩は一

切通行差止可申事

但御家中子弟文武出席出入之義は不苦且家族或は小者

其主人より断札差出し通行可致事

一夜四ツ時鎖門御留守之節は五時限り門を閉可申右刻限過

出入之者は相改め通し可申事

一諸道具又は木薪炭惣て包物持参候はゞ相改め断札有之候

はゞ通し可申事

一番道具は改に不及候事

右之旨堅可相守候也

丙寅二月

家老役

の条目を掲げ同八月には横浜の外国商館より針銃ナールトケール七十挺附属胴乱七十個へール五十個洗針七十本ハトロ壱万五千五百替針百四十本馬銃一挺ピストル六挺【以上代価金貨千両なりしと云ふ】を購入する等其恠惚たる態純然たる戦国の戒厳令実施に似たり是より先き三田藩に在りては銃隊訓練に様式を採り用し岩根静蔵大隊長に任せられて其訓練に当りつゝありたるに
此年【慶応二年】五月十日大目付より左の如き戒飭を加へたり

西洋銃隊訓練の儀は外国の外器要術を採り御国の御武備一切御厳整に可被遊御趣意を以て先年より厚く御世話も有之事に付右御趣意相心得勉勵可致は勿論に候得共近来習練の道実理を失ひ虚飾に流れ免（兎）角新奇を好み自己の工夫等取交せ遊戯同様の挙動致し又は往来の御制度も不顧外国人に齊しき服を着用候向も有之哉に相聞漸く土風をも破り且一体の御趣旨にも相触れ以ての外事に候形容に不拘真実に修行致し筒袖股引の類異様の仕立並華美の品一切相止め都て陣服類稽古の外平常猥りに着用候儀不相成候若心得違の者有之候はゞ急度御沙汰可有之候条其旨可相心得候

慶応二年の幕長戦争に長軍は短袴短衣専ら銃隊を用ひたるに反し幕軍は甲冑刀槍を用ひたり故に前記戒飭の如き畢竟三田藩が

幕府の忌諱嫌疑を憚りたる結果と見るべく果して同七月二日公儀より左の如く内命ありたり

近来在々所々不穩之折柄今般長防禦討入相成候に付ては何れも何時他地へ出張可被仰付も難計兼而銘々心掛可有之候得共急速出張の節差支無之様猶用意可致候右之趣向々へ可被相触候事

此結果三田藩は家中一同に令して

御家中之面々大事或は訓練非常等の節相用候頭巾の儀に付当春御書付被差出候処兼而公辺被仰出候御趣旨も有之候に付猶又此度御改左の通被出候事

- 一 御役人 桃形金革頭巾綴緋羅紗鉢卷白色之事
 - 一 給人中右同断鉢卷黒色の（ママ）事
 - 一 大小姓中小姓同断鉢卷黄色之事
 - 一 一徒士席桃形黒革頭巾綴白羅紗鉢卷青色之事
 - 一 一足輕桃形栗色頭巾綴紺色鉢卷赤之事
- 但組の者は追而御渡可被成候事
- 右頭巾並綴の義革羅紗之品に不拘銘々可為勝手次第に候且又綴寸法合印等の儀は兼而被仰出候通相心得可申候此段可被得貴意候

時勢斯の如く容易ならざる矢先にてありたれば藩主隆義は益々文武奨励の急なるを覚り是等準備に先じ身躬ら練武講学の模範